

## 財政的援助団体等監査対象団体選定基準

兵庫県監査委員監査要綱第3-3-(2)  
平成29年3月22日最終改正

区 分		基 準
出資・ 出えん 〔25% 以上〕	毎 年	3 公社（兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社）
補 助	毎 年	① 健全化判断比率の算定において特に重要な団体（公益社団法人ひょうご農林機構）
	2年に1回	② 補助金交付額が3億円以上の団体（④に該当するものを除く。）
	3年に1回	③ 補助金交付額が1億円以上3億円未満の団体（④に該当するものを除く。）
	省 略	④ 下記に該当する団体 ア 次の(ア)～(オ)に該当するものを除くと補助金交付額が1億円未満となる団体 （ア）基金、資金等の造成に係る補助金 （イ）施設、設備等の整備強化（震災による災害復旧を含む。）に係る補助金 （ウ）各種大会、講習会等の開催、制度創設、事業促進・奨励に係る補助金 （エ）補助単価、補助限度額が定められている人件費等の補助で本庁定期監査時等にその内容確認が可能な補助金 （オ）実質的に指定管理料に相当する補助金  イ 学校法人
公の施設 の指定管 理者等	必要の都度	ただし、地方公共団体を除く。
地方独立 行政法人	毎 年	兵庫県公立大学法人

(注) 上記の基準に関わらず、特に必要と認めるものについては随時実施するものとする。